



府食第599号  
平成28年9月27日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成28年7月6日付け厚生労働省発生食0706第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

平成28年7月6日付け厚生労働省発生食0706第1号別添の「比較等項目」の内容をいずれも満たす食品添加物に関しては、既に食品安全委員会が安全性評価を行った品目と比較して安全性上の新たな懸念は想定されず、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

したがって、本照会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

ただし、上記「比較等項目」において、最終製品の有効成分及び非有効成分の含量に関し、比較対照品と同等とみなせる範囲については、製品の製造、管理工程を十分に考慮した上で、リスク管理機関側において十分に検討されたい。